

田辺市周辺衛生施設組合職員の再任用に関する条例

制 定 平成29年3月1日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項並びに同条第2項及び第3項（法第28条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員の再任用（法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(再任用)

第2条 職員の再任用については、田辺市職員の再任用に関する条例（平成28年田辺市条例第19号）の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。